

## 講演会

「近世の離宮八幡としまもとー社家文書を通してー」

平成 24 年 9 月 15 日(土)

大阪府立大学名誉教授 山中 浩之 氏



私は、古文書を中心にやっておりまして、この離宮八幡の松田家の古文書を調べさせていただくいい機会を与えていただき、新たにこの地域の歴史・文化というものに触れさせていただきました。

まず、離宮八幡あるいは島本町を含む大山崎がどうやってできたのかを知っていただく必要があるうと思います。離宮八幡の由緒では、宇佐八幡から勧請して山崎を経て石清水へ遷座されました。そして、石清水八幡が最も中心的な神社で武家とつながりをもっていきます。

離宮八幡あるいは大山崎というと油座が有名です。13世紀頃、鎌倉時代から石清水八幡宮を本所とし、荏胡麻油の製造・販売の特権を獲得したことが史料で確認されています。諸役・関銭・徳政の免除、そして同業者の商売の停止という大きな特権により保護されていました。それに対して灯油料その他一定の負担を納めていました。そして 15 世紀半ば頃、地域の結びつきが非常に強くなり離宮八幡の北側にある天神八王子社の酒解神社を核とした地域の祭礼等を担う人々が宮座を作ります。酒解神社を中心に石清水から独立しようという動きが強まったと考えられます。こういう動きは、中世の堺と同様に自治的な町の結びつきが大山崎で作り出されていたということになります。そして、石清水から独立し大山崎の中核的な神社として離宮八幡は本格的に形成され、名実ともに離宮八幡の油座神人となり、油の製造・販売の権利が瀬戸内海から九州に至る範囲まで拡大していました。最も経済的な繁栄がこの時期にありました。今回紹介する古文書の中に寛正 5 年 (1464) の日付をもつ中世文書あり、そういう特権に関わる内容をもちます。まさに地域が自治的な共同単位として形成されていった時期です。こういう中世の油座に関わる文書が残されていたというのも今回の調査の成果の一つだと思っております。

さて、社家による離宮八幡の運営と神領の「自治的」支配についてです。16世紀半ば頃、織田信長は堺を支配下に置きますが、大山崎に対しては自治的な支配をそのまま認めました。それは、都市機能や経済機能をより有効に発揮できるという判断があったからです。豊臣秀吉の検地では、年貢が免除され社家達に運営すべてが委ねられました。史料『八幡宮御朱印状写并社領・造営略記』にみえる家康の朱印状にも検地をしたけれど地元に「悉く返し遣わす」とあります。土地の収穫等は神社へのお供え、祭礼、神事、修復のために社家や神人たちによって適切に配分しなさいというわけです。そんなところは他にありません。また、中世に形成された自治的な地域共同体が維持されていたため、山城と攝州の惣中が国をまたがって一体的な結びつきを持っていました。西国街道が通っているため堺や寺内町のように堀や土塁で町を囲い込むことはしていませんが、街道の入口と出口に門を造り開閉する形をとっていました。支配の構造ですが、社家は多いときで 100 軒以上でしたが、その代表が 6 人決められていました。これが当職と呼ばれ合議制により多数決で運営されていました。その下に社役人、下若衆、上若衆中と呼ばれる人々がいます。そして 11 の小さい保というほぼ一つの町にあたる区域に分かれて居住しています。寛正 5 年 (1464) の文書の中にも中村保、船橋保という保の名称がすでにみえます。非常に古くからこの地域の惣中によって区

画されていたようです。そしてそれぞれの保ごとに貫首という保の運営責任者のような人がいます。

近世に入ると、経済的には厳しい状況に陥ります。中世の繁栄は、油を中心とした特権によって築かれたと言ってもいいものでした。ところが、荏胡麻油よりも菜種の方が透明度が高く生育しやすく、需要が増してきました。そして大坂周辺における菜種油の製造・販売によって近世の油需要は賄われていき、大山崎の油は衰退していきます。大山崎惣中の経済的基盤が弱くなったということです。ただ、大坂の油屋たちにとって離宮八幡、大山崎は油の神様というイメージがありましたので、御初穂料は定期的に納めていました。それと、社家が約 100 軒もありますと、一軒ごとの配分量はかなり少なくなります。それで神社を維持し、また修復等を行うとなると相当の支出が嵩んだに違いありません。だから、離宮八幡あるいは社家の経済は停滞せざるを得なかつたと思われます。社家が幕末期には 50 軒までに減少し、社家内部に格差ができ、経済的利害対立が生じ一部社家による恣意的な支配も生じたと見られます。幕末期に切実に自覚した社家の人々が、この現状では地域の自治、あるいは離宮八幡自体が潰れて行くのではないかという危機感を持ちます。それで安政 3 年（1856）に、神領改革の定書を作成しました。この改革で強調されているのは、6 人の当職だけによる決定というものを、極力排除しようということです。この様なことを言わざるを得なかつた背景には、やはり当職たちによる金銭運営に何らかの問題が生じていたということになります。公正な運営に戻そうという動きの中で、禁門の変が起こり離宮八幡に砲弾が撃ち込まれ焼失する事態となりました。この時、社家たちは朝廷へ寄付を願い出て、離宮八幡の再建に奔走しました。

そういうしているうちに激動の世の中です。鳥羽伏見の戦い。新たな維新政府が成立し、400 年続いた大山崎惣中のあり方がどうなるかと大きな危機感が感じられた時、最後の改革が企てられました。明治元年の史料『社家改革條々』の序文の部分には、「御神領一脉、旧来之陋習ヲ去り、未曾有之御変革」をしないと社家滅亡の危機だと書いています。全 25 篇条の中で注目すべき第 1 条は、当職 6 人を社家達で選ぶのではなくて、百姓・町人達によって選挙で選ぶとまで書いています。これはかなり思い切った改革です。そして社家へ配当される 500 石余りを廃止してもいいとさえ言っています。そこまで改革をやらないと、維新政府にすべてを没収されるであろうと思っていたということです。しかし問題はその署名の部分です。40 数軒の社家の内、24 軒ほどはこの改革案を進めようとしていますが、他は「改革不承知」となっています。その後、大山崎惣中の自治的共同支配は一挙に解体していきます。11 保の惣中支配の自治共同体は 2 つの村に分かれて庄屋支配になり、政府による年貢負担のかかる土地として扱われます。400 年にわたる惣中による自治支配、年貢免除地としての支配は実質的には終了します。その後、社家という資格、立場も明治の神社政策の中で失われます。つまり中世以来の血脉を伝える社家は一家のみに限定され、神官、社家であることも消滅せざるを得ないということになったわけです。

この大山崎の極めて稀な自治的共同支配が中世を越えて近世においても持続していたということは、全く他の土地にはなかったあり方で非常に独自なことだと思います。町が経済的な変化の中で地域自治を公正に順調に維持していくことの困難さも痛感させられます。だから、この地域住民による自治がどのように形成され、またどのように変容せざるをえなかつたかということは、今後の地域自治を考えていく上でも貴重な歴史的な教材を提供しているということになります。これで終わらせていただきます。